



地域コミュニティ（町会）について

◆町会加入率の低下

72.50 % → **62.78 %**
 (平成24年度) (令和4年度)

◆町会の加入を促進するための施策

- ・町会加入促進チラシの作成
- ・正副町会長サポートブックの作成
 (富士見市町会長連合会と協働で作成)
- ・埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部との協定締結
 (住宅購入者等への町会加入促進案内の配布および働きかけ)



富士見市町会長連合会・富士見市



犯罪のない安心安全なまちづくりの推進

◆安全安心なまちづくり防犯推進計画

計画期間：平成29年～令和8年度

→ 令和4年3月に中間見直し

- ・**特殊詐欺等被害防止**の強化
- ・子どもや女性を狙った犯罪の防止
などを重点項目化

富士見市
安全安心なまちづくり
防犯推進計画
(平成29年度～令和8年度)

富士見
平成29年
令和4年3月

第2章 計画の基本方針と目標

1. 犯罪を起こさせにくい環境づくりの推進

犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを推進するには、犯罪を起こさせにくい環境づくりが重要である。
また、子どもに対する声かけ事業をはじめ、主に高齢者を狙った特殊詐欺や女性を狙った犯罪の被害防止についても、地域全体で防止していく必要があります。
そのためには、地域に犯罪を行おうとする者を入り込みにくくするための「警戒性」、犯罪を思いとどまらせる「監視性」、犯罪に対し、自らを守る「拒絶性」をそれぞれ高める必要があります。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方の下、後継期間においても防犯計画の基本方針を「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」と定め、富士見市第6次基本構想第1期基本計画に定める「犯罪が起きないまちで生活ができる」という基本政策達成に向け、市民自らが高い防犯意識と、市、市町関係、市民、事業者及び警察が連携し、助け合う環境を醸成します。

犯罪のない安全安心なまちづくりの推進





犯罪のない安心安全なまちづくりの推進

◆市と市民による継続的な自主防犯活動

- ・地域主体による防犯活動への支援
→ 青パト管理・パトロール用品の貸与等
- ・地域に寄り添った講習会
→ 地域関係者を招いてのシンポジウム開催

地域コミュニティにおける課題

- ・地域の**高齢化**の進展
- ・**若手**の担い手の減少
→ 地域の防犯活動やその他の活動に影響



自主防犯活動リーダー講習会